

病院職員の過重労働軽減について ご協力のお願い

現在、医師をはじめとする病院職員の長時間労働が社会問題となっています。本院でも時間外勤務が増加し、十分な休息を取ることができなくなっています。

そのため、診療に支障を来たすことのないよう病院職員の過重労働軽減に対する対策を行います。

患者さんやご家族の皆様におかれましては、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



病状説明、手術・処置の説明、相談対応等は、原則として
平日 8 時 30 分～ 17 時 15 分の間に行います。

※ただしやむを得ない事情により休日や平日夜間に実施する場合は、主治医に代わり、当番医師等が対応することを原則とします。



休日や平日夜間の診療については、主治医に代わり、当直
医や当番医師が責任をもって対応します。

本院の医療レベルと病院職員の健全な労働環境を保つため、なにとぞご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

